

環境社会配慮助言委員会 第48回 全体会合

日時 平成26年6月2日（月）14：30～17:15

場所 JICA本部 1階113会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

○柿岡 それでは、お時間になりましたので、第48回全体会合を始めさせていただきますと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○村山委員長 それでは、始めさせていただきます。今日はワーキングスケジュールの確認からということです。では、最初に事務局からご説明をお願いいたします。

○柿岡 ありがとうございます。すみません、冒頭に申し遅れましたけれども、今回もこの会議室の特性といたしまして、議事録の作成の都合上、マイクを使用してご発言いただきたく、ご協力をお願いいたしたいと思います。また、発言の際にマイクオン、それから、発言を終わりましたらオフということで、こちらもマイクの使い方にご協力をお願いいたします。それから、マイクの数ですけれども、大変申し訳ございません、三、四人に1本という割合で必ずしも皆様のお手元の近くにあるとは限りませんが、ぜひ、適宜、マイクを回していただきたくお願いいたします。

それでは、続けましてワーキンググループのスケジュール確認といたしまして別紙1ご参照ください。まず、6月は本日の全体会合に続きまして6月27日の予定が入っております。こちらは現在のところ、予定の変更はございませんでしょうか。早瀬委員、お願いいたします。

○早瀬委員 6月27日、私は出席ができなくなって、申し訳ありませんが、メンバーから外してください。

○柿岡 承知しました。早瀬委員が欠席となります。

他はございませんでしょうか。

それでは、石田委員、清水谷委員、二宮委員、松下委員の4名でよろしかったでしょうか。

7月につきまして今のところ2件ほど要確認ということで案件がございますが、こちらも含めまして7月のご都合がもし不都合だという方がいらっしゃればお願いいたします。では、米田委員、お願いいたします。

○米田委員 すみません、7月25日は都合が悪いんですけれども。

○柿岡 7月25日、米田委員が不都合ということで、他にございますでしょうか。

○柳委員 柳ですけれども、28日、都合が悪いです。

○柿岡 28日ですね。

他はございますでしょうか。

○米田委員 すみません、米田ですけれども、28日に代わりに入れてください。

○柿岡 ありがとうございます。それでは、米田委員が25日から28日へ変更とさせていただきます。

7月25日、ご都合のよろしい方はいらっしゃいますでしょうか。日比委員、お願いいたします。では、7月25日、日比委員、追加という形でよろしくお願いいたします。

○柳委員 可能であれば7月11日に移動させていただきたいんですけども。

○柿岡 7月11日でよろしいですか。では、柳委員が7月11日に変更となります。

それでは、8月に移らせていただきたいと思いますのですが、8月、こちらのほうはいかがでしょう。

では、現在のところはこの予定ということで……。

○村山委員長 すみません、8月1日、私は都合がつかないので外しておいてください。

○柿岡 8月1日、村山委員長、不都合ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

より正確に申し上げますと、7月9日以降は第3期の助言委員会の委員の期間となります。こちらは今、大変申し訳ございません、暫定的なスケジュールで組ませていただいておりますので、また、第3期、最終的に確定した段階で再確認させていただきたいと思います。それでは、助言委員会の日程表、別紙1につきましては、本日のところはこれにて確認を終わらせていただきたいと思います。

別紙1は以上となりますが、本日の議事次第の中で3番目、ワーキンググループ会合報告、それから、環境レビュー段階のご報告と、ウズベキスタン国トゥラクルンガン火力発電所建設事業がございます。こちらはワーキンググループの会合報告と助言文書確定を前提として、その次の環境レビュー段階のご報告と進めさせていただきたいと思います。ワーキンググループ段階から緊密に調整させていただいている前提と理解しているところ、続けて議事次第に記述させていただいている点は、あらかじめご了承ください。

事務局から別紙1、それから、その後の3、4の議題につきまして事前のご説明は以上となります。ありがとうございました。

○村山委員長 それでは、スケジュールのほうを確認させていただいたということで、次の議題は、今、お話がありましたワーキンググループ会合報告及び助言文書の確定となります。今日は1件でウズベキスタンの火力発電所の建設事業、ドラフトファイナルレポートの段階ということです。こちらは柳委員に主査をお願いしておりますので、まず、最初に助言案についてご説明をお願いいたします。

○柳委員 それでは、ウズベキスタン共和国、トゥラクルンガン火力発電所建設事業のドラフトファイナルレポートに対する助言案です。

ワーキングは5月12日に行いましたが、本日、審議した結果について提案したいと思います。本案件はウズベキスタン、フェルガナ地方の電力需要に対応するというところで、トゥラクルンガン近郊に熱効率の高い火力発電所を建設するというものでありまして、これは本年3月にスコーピング案の助言が作成されたところでもありますけれども、今回はドラフトファイナルレポートに対する助言となっているものであります。

事業の簡単な概要ですが、450メガワット、2基のガス・コンバインド・サイクル発電ユニットを建設すると、それから、天然ガス供給施設ですとか、発電用用水

の処理施設、それから、送電線、こういった事業から成る本体事業と、それから、関連の事業としまして管理施設ですとか消防施設、それから、発電所の職員住宅ですとかアクセス道路といった附帯設備事業で構成されておりまして、これらの対象に対する環境社会配慮に係るスコーピング案への助言への回答も踏まえて検討したものであります。

助言の案文の内容ですけれども、全体事項、スコーピング・マトリックス、環境配慮、ステークホルダー協議と大きく分けて四つの項目から成ります。まず、最初に全体事項であります。プラントと従業員の生活等から排出されるBODについて、適切に処理されるように指導確認していただきたい。それから、排水中に重金属等が含まれる場合には、その影響についても確認して、モニタリング等で適切に対応するように指導確認していただきたいというものです。

それから、トランスフォーマーとタービンの廃油の再利用の用途について確認して、ファイナルレポートに記載すること、廃バッテリーの埋め立て処分が環境保全上、適切になされるように指導確認していただきたいというのが全体的な事項であります。

スコーピング・マトリックスでは、ここに4番から9番に挙げるような項目を取り上げておりますけれども、先ほど申しましたように本体事業と附帯施設を整備するという二つのものというのは、不可分一体事業ということで整理をJICAのほうでされておりますので、アクセス道路等の建設と供用に関する環境社会配慮の検討のプロセスをFRに適切に記載していただきたい。

それから、Accidentsの建設と供用段階の評価をBではなくてAに修正していただきたい。

送電線鉄塔の建設や維持管理に関して、その環境保全対策についても適切に実施されるように指導していただきたい。

建設中と、供用開始後の地元住民の飲料水の不足の問題についてスコーピング表の中に含めて、その影響をFRに記載していただきたい。

発電所へのガス供給によって地元住民に対するガス供給に問題が生じないか、住民説明会で指摘がありましたので、この問題についてもスコーピング表に含めて影響についてFRに記載していただきたい。

それから、出された表8.7-1、frequencyの記載が不十分なので、適切に修正していただきたいという意見が助言案として出されています。

環境配慮については2項目でありまして、実施機関は基本的に夜間工事を行わず、これによる環境影響は、騒音の影響は生じない旨をFRに記載することということと、発電所を運転するために必要な水量の確保の影響について、明確な評価をFRに記載すること、この2点です。

ステークホルダー協議でありますけれども、EIAと当該調査における一連のステークホルダー協議を通じて行われた合意形成について、その経緯並びに開催された協議ご

との詳しい内容を丁寧に記載すること。

以上、申し上げたような項目、12点になりますけれども、一応、助言案として提案したいと思いますので、ご審議をお願いいたします。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、何かお気づきの点がありましたらお願いいたします。

○松本委員 ご報告をありがとうございました。

4番の不可分一体であるアクセス道路について教えてください。まず、幾つかあるんですが、一つは今回の協力準備調査報告書の中に記載が多少はあったのかどうか、それが一つで、二つ目はそもそもお金はJICAと一緒に出しているのか、それとも、自国の政府で出しているのかというのが2点目で、3点目は実は先取りをして、その後の環境レビュー方針をちらっと見ると、用地取得があるというふうに書かれているんですが、その件についてはワーキンググループの中で何かご検討されたのかどうか、以上、3点です。

○柳委員 本件の場合、アクセス道路というのは2ルートが検討されておりまして、南と北からのルートで1キロのものと1.4キロのもの、そういう道路を建設するという事で、それは発電所にアクセスするための道路ということで、北と南のルート案が一応検討されております。それについてアクセス道路についても我々はそれを踏まえて検討したということです。これは不可分一体事業ということになっておりまして、判断要件というのはあれがなければこれはなしというような考え方で、当然、発電所をつくらなければルートは要らないわけですから、そういうことで本体と同じように環境社会配慮の確認を行うとされたものでありまして、事業の案の中に今回のドラフトファイナルレポートには、そういった表記があるというものです。

それから、次の論点は何。

○松本委員 お金はJICAのお金かどうか。

○柳委員 お金は、不可分一体でやるわけですから、JICAのものでやるということだと私たちは理解しておりますけれども。

○松本委員 用地取得についての議論は。

○柳委員 用地は取得済みというような形で提案されていたと思いますけれども、違ったらいけないので事務局で説明いただけますか。

○長瀬 1点だけ訂正させてください。この道路ですけれども、JICAファンドではありません。現地国、ウズベキスタン側がやるという形になっています。

○柳委員 不可分一体事業は全てをJICA側が負担するというものでも必ずしもなくて、現地サイドが調達するものというふうに分かれているということの説明でよろしいですか。わかりました。

○作本副委員長 私が出したところですので補足させてください。今の事務局のほうからお話がありましたように、予算はJICAのほうからは出ていない。ただ、マトリッ

クスの中にアクセス道路の環境影響が列記されていなかったということで、それについても記述したほうがいいんじゃないかというようなことで、このような指摘をした次第です。そういうことで、予算の件とあとは事業主の件は以上のようになっております。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 全体事項の1番なんですけれども、細かいところで恐縮なんですけど、1行目の真ん中、排出されるBODとあるんですが、BODというのは汚れの指標、パラメーターですから、排出されるのはこの場合は水質汚濁物質とか、あるいは特定されるのであれば窒素酸化物とかリンとか、そういう言い方のほうが厳密じゃないかなと思うんですが、いかがでございますか。

○早瀬委員 生活排水系の汚水についての記載が全くなかったものですから、それについて指摘したもので、言葉に関しては先生のおっしゃるような言葉でよろしいかと思えます。

○村山委員長 すぐに修文できるようであれば、ご提案いただけると助かります。

○柳委員 排出される水質に係るというものを入れたらどうですか。

○早瀬委員 有機性汚濁でよろしいですかね。

○柳委員 有機性汚濁物質ですか、有機性排出。

○早瀬委員 有機性排出、生活排水。生活関連排水にしましょうか。

○柳委員 BODをやめてということですね。

○早瀬委員 ええ。生活関連排水。

○柳委員 それでは、修正させていただきまして、プラント及び従業員の生活等から排出される生活関連排水について、適切に処理されるよう指導確認することということに修文したいと思います。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。米田委員。

○米田委員 すみません、一つ教えてください。5番ですが、Accidentsの評価をAにするということなんですけれども、意味がよくわからなかったんですが、事故が起きたときの影響が非常に大きいという意味なのか、もとのマトリックスを見たらpossibilityと書いてあったので、事故が起きる可能性が非常に高いということなのか、Aにしたという理由を教えていただければと思った次第です。

○清水谷委員 Accidentsについての評価をBからAに修正するということでは、Accidentsが起きたときの影響の大きさという意味でAということで、しっかりその対策をとるように、それを目的にAに変えさせていただいております。

○米田委員 すみません、起きる可能性が非常に高いというふうに思われた理由があったということではなくて、万が一に起きたときの影響が大きいという意味ですか。

○清水谷委員 そうです。

○米田委員 わかりました。

○柳委員 この点は、スコーピング案等では土砂災害等によって鉄塔が倒壊するとか、そのような事故を想定されていて、洪水によって土壌が流出すると軟弱地盤のところだと送電線等の鉄塔が立っていますけれども、それが倒壊する恐れを事故として取り上げていたということがあったと思います。

○村山委員長 他はいかがでしょうか。

表記上の問題で私のほうからお伝えしたいのですが、まず、9番の表8.7-1のfrequencyなんですけれども、今の進め方ですとワーキング段階の配付資料は公開されていませんので、これについて外部で確認ができない形になります。ですから、表8.7-1というところを具体的に何のfrequencyかということを明記していただければと思います。あと、もう一つはもしできればということですが、FRも少しわかりにくいので、最終報告書というふうに書いていただいたほうがいいかなと思います。特に1点目ですが、これは具体的には何の頻度ということでしょうか。

○早瀬委員 これは確かモニタリング計画の表であったように思いますが、適要というのでしょうか、1行目のところにfrequencyという項目がありましてその部分です。

○村山委員長 ということでよろしいでしょうか。よければ、モニタリングの頻度の記載が不十分、そういう意味合いでよろしいですか。

○長瀬 すみません、そのところは環境管理計画に定める緩和策を実施する頻度、frequencyという趣旨で助言をいただいたというふうに認識しておりますので、そのように補足説明させていただければと思います。

○村山委員長 緩和策を実施する頻度というのは具体的にはどういうこと、これはモニタリングとは別に何か緩和策を実施されるということですか。後で聞いたほうがいいのかもしれないですが。

○篠田 すみません、補足説明させていただきます。審査部の篠田です。

本件については環境管理計画の中にfrequencyという言葉が出てきて、これは委員長がおっしゃられたように何かおかしいというか、何を指しているか、わからないという趣旨でございます。具体的にここは何を言うかという、他の環境管理計画ではよくperiodとか期間とかというふうな形で示されているものが、ここにfrequencyとして書かれてしまっているということで、これを適切に修正してくださいというふうにご助言をいただきました。ですので、表8.7-1は環境管理計画を指しておりまして、環境管理計画の緩和策に係るfrequencyという記載は不十分であるので、適切に修正することということが修文としてはよろしいのではないかなと思います。つまり、期間という形で直すのが答えとしてはよろしいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○村山委員長 では、後でまたご確認いただきたいと思います。9番は環境管理計画に記載されているfrequencyの内容が不十分、不明確であるので適切に修正ということですね。ありがとうございました。

では、そのような形で他にもしないようでしたら、これで確定ということでさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、この件についてはこれで確定ということにさせていただきます。

続きまして、次の議題でこの案件に関する環境レビュー段階のご報告ということで。資料をご用意いただいておりますので、こちらについてまずご説明をよろしくお願いいたします。

○山田 東・中央アジア部 中央アジア・コーカサス課長をしております山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、ご審議いただきました助言に対する対応表というのをお配りさせていただいております。A4の縦の紙でございます。まず、こちらの対応表についてご説明をさせていただきます。

1番目の先ほど議論になりました生活関連排水の件でございますけれども、対応いたしましては、生活排水について適切に処理するとともに、実施機関にはモニタリングを実施するように申し入れをしたいと思います。排水中に重金属等が含まれる場合についても影響を確認し、モニタリングすることを実施機関に申し入れますということです。少しだけ補足させていただきますと、水関連は二種類ございまして、一つはここにも直接的に言及がされています生活系の排水の件でございます。それから、もう一つは発電プラントそのものに使う冷却用の水という、その2種類の水が基本的には問題になってきます。

前者、生活排水については、そういうことでドラフトファイナルレポートの段階では実は現時点の値をとっていませんでしたので、そのことが議論をされました。これについてモニタリングを実施するように申し入れますということとともに、ベースラインを今時点でとっておくようにということで、申し入れを実は先週、先々週とファクトファインディングのミッションに現地担当のメンバー、それから、審査部のメンバーが出かけて行って、既に協議を行っておりまして、この点については既に申し入れをさせていただきます。それから、同様に重金属についてですが、鉛、亜鉛、クロムといったものをベースラインのデータでとっていませんでしたので、このこともワーキンググループで議論をされました。これについても同様に先々週、先週のミッションの中で先方に申し入れを既に行っております。

続きまして2番ですけれども、廃油については一時的に発電所の中で保管をされることとなりますが、採油量については処理を基本的には外部の業者に委託をする計画でございます。そういった計画のことについて、最終レポートに記載をしたいと思います。

3番目は廃バッテリー等の廃棄物についてでございますが、環境保全上、適切な処理が行われるように実施機関には緩和策、モニタリングの確実な実施を申し入れてまいります。

続きまして、4番からはスコーピング・マトリックスの件でございますが、まず、4番はアクセス道路の件でございます。アクセス道路の建設及び供用に関する環境社会影響について現在の記載方法を見直しまして、内容を整理した上で最終レポートに記載をしたいと思っております。議論としてはワーキンググループの時点で、先ほどご議論に出てまいりましたけれども、不可分一体の部分について、アクセス道路について記載がドラフトの段階で薄かったということで、少し整理をしまして最終レポートに反映させていくと、そういう趣旨でございます。

続きまして、5番については先ほども議論に出た通りでして、評価をAに修正をしたいと思っております。

6番目が送電線鉄塔の建設ですが、これについては地形及び地質に配慮しながら、建設及び維持管理を実施するように実施機関に申し入れるということと、モニタリングを実施するように申し入れます。先ほど主査からも補足いただいたように、地すべり等々の影響を受けないように配慮するということを申し入れると、そういう趣旨でございます。

7番目ですけれども、住民から示された飲料水に関する懸念についてスコーピング表に含めるとともに、その影響及び緩和策を最終報告書に記載いたしますということで、具体的に住民からの懸念点なんです。先ほど冒頭でご説明したように2種類の水の用途がございます。生活系とそれから冷却とその二つの種類がございますが、住民から懸念が示されたのは飲料水のほうでございます。こちらは井戸水を使って発電所内に引き込んでいくような計画でございます。冷却水のほうは、一方、灌漑用の運河から引っ張ってきて、ワンスルーですのでそれほど大量の水を引っ張るということではないんですが、そういうような二つの用途がございますけれども、住民の懸念は飲料水の部分でございます。こちらについて最終報告書に記載をしていくということでございます。

8番目ですが、ガスの供給について、こちらについても懸念点についてスコーピング表に含めるとともに、その影響及び緩和策を最終報告書に記載をいたしたいと思っております。

9番目は先ほどfrequencyについてご議論いただいた通りでして、少しわかりやすいような表現を最終報告書の記載にはしてまいります。

10番目からが環境配慮になりまして、10番目は夜間の騒音でございます。基本的には夜間は工事を行わないということを既に確認しておりますが、審査時にはこれを改めて確認をしまして、これによる騒音の影響は生じないということを最終報告書に記載をいたしたいと思っております。

それから、11番目が水の件でございます。発電所用水の確保により、周辺地域で灌漑用水として必要な水量の確保に影響が出ないかを改めて実施機関に確認をし、その詳細及び必要な場合は緩和策を最終報告書に記載をいたしますということでござい

ます。こちらは先ほど触れました通り、生活系のほうは井戸から引っ張ってきますけれども、冷却のための用水につきましては灌漑用と兼用と申しますか、灌漑用の既設の用水路から引水をするということでございますので、そのことによる影響、必要な場合には緩和策、こういったものを最終報告書に記載をしていくと、そういうことでございます。

それから、最後のステークホルダー協議でございますけれども、本事業に関しましては既に4回、実施をされておりまして、2回目以降がこの調査期間におけるステークホルダー協議ということになってございますけれども、ご指摘の点はワーキンググループの段階では必ずしも参加者が、かなり多くの参加者を得たんですけれども、自由に意見を言えるような状況だったかどうかということに関して審議をいただきました。そのことの経緯を含めて、最終報告書にきちんと書かれるべきであるということでございまして、そういう趣旨でこういうような対応方針を書かせていただいております。

ちなみにワーキンググループのときにご議論いただいた、実際に本当に意見が言いやすい場だったかどうかという点に関しましては、先々週、先週のミッションの中でも改めて確認をしております、協議会の場終了後、その場、それから、その会場以外の場所でもステークホルダーとの接触をして、意見の集約に努めたというようなこともなされておるというふうに報告を受けております。

以上が対応表でございまして、よろしければ続けて環境レビュー方針についてご説明を差し上げたいと思います。

レビュー方針のほうはA3の横長の表をご覧くださいと思います。上段が確認済みの事項、それから、下の段が環境レビュー方針という構成になってございますが、案件概要につきましては、先ほど主査のほうから冒頭に前の議題においてご紹介をいただいた通り、発電効率の高い900メガワットの火力発電所を建設するもの、これに伴いまして発電所の関連施設、送電線ですとか用水、それから、消防施設、アクセス道路等々も事業に不可分一体の部分として入ってくると、こういうような事業の内容でございます。

全般的事項という列をご覧くださいと思います。許認可、ステークホルダー協議、情報公開、代替案、不可分一体事業、モニタリング、実施体制とございまして、許認可につきましては既にEIA報告書が2回に分けて承認をされております。発電所本体とそれから送電所、変電所部分ということで承認を受けております。

ステークホルダー協議は先ほど申し上げた通り、情報公開についてはEIAレポート、LARAPを今年3月にJICAのホームページに公開をしております。

それから、代替案につきましてはここに書いてある通りですが、ゼロオプション、立地選定、燃料、発電方式等々について代替案の検討が行われております。

不可分一体事業に関しましては、先ほどご議論いただきましたアクセス道路に加え

て、飲料水の供給パイプ、発電所管理施設、消防施設、従業員の宿舍等々が不可分一体事業ということで行われる予定でございまして、これについてEIA報告書のレビューをしております。適切な環境社会配慮が実施されているということを既に確認をしております。それから、アクセス道路については用地取得が生じますので、LARAPについてもレビューを行ってございます。

モニタリングは、工事中についてはEPCコントラクターが、大気、水、騒音・振動、廃棄物、それから、供用後におきましては、排出ガス、大気、水、騒音、こういったものをモニタリングしていく、実施機関がということですが、こういうことになります。

それから、実施体制につきましては実施機関内にPIUが既に設置をされておりますけれども、こういったPIUが主体的に環境社会配慮の関連を実施していくような体制になっております。

従いまして、これを受けまして下の段の環境レビュー方針ですけれども、特に助言の内容も踏まえまして、以下の点について確認を進めてまいりたいと思っております。

一つ目は環境管理計画でして、特に送電線に係る供用後の環境管理計画を確認しまして、実施機関と合意を目指したいと思っております。先ほどご議論いただきましたように、鉄塔の安全性等々の問題もございまして、そういったことがメインのテーマになるかと思っております。

それから、モニタリングについてはモニタリング結果の報告の方法、それから、頻度、フォーム、こういったものを確認し、合意を目指したいと思っております。

情報公開につきましては、既にJICA側のホームページには載っておりますけれども、ウズベキスタン国内のほうにおきましても、EIA、LARAPが適切な方法で情報公開されることの確認を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、次の右の列に移っていただいて公害関係でございまして。

大気の関係では、特に大きな問題はないと思っております。

水質につきましては先ほどご紹介を差し上げたように冷却とそれから生活排水の二つ、大きな用途がございまして、それぞれに排水の処理の問題、それから、油がまじったような排水につきましてはその処理をして、下水道に排出をするという計画でございまして。それから、冷却水は循環して再利用されるということなのですが、一部がグランドナマンガ運河、先ほど申し上げた灌漑等の併用の運河でございまして、こちらに排出されるということで、冷却の過程で約2.4倍に濃縮が起こるということがございまして、その点で留意が必要ですが、排水の水質はウズの排出基準を満たす見込みでございまして。それから、冷却水の排水の温度でございまして、取水時よりも15度高い水温で排出をされるということですが、運河の水量が一番少ない夏の時期であっても、運河の水温の上昇自体は0.6度ということで予想をしております。ウズの基準によりまして3度以内ということで定められておりますので、

基準を満たすという見込みでございます。

それから、廃棄物につきましては先ほども話題に出た通りでございます。

騒音につきましては先ほども触れましたけれども、夜間は基本的には工事はしないということでございます。工事中につきましては近傍の居住エリアで昼間の騒音はウズベキスタン国内、それから、IFCガイドラインによる基準を超過しないという見込みでございます。夜間は操業しないということでございます。供用後なんですけれども、昼間は環境基準を満たすということですが、夜間、基準が45デシベルということですが、これと同じ値が予測されていまして、従いまして、低騒音型の設備の採用、植栽、必要に応じては防音壁の設置、こういったもので緩和を図っていくという予定でございます。

これらを踏まえまして下の段で公害関連の環境レビュー方針ですけれども、先ほども水の件につきましては触れた通り、ベースラインのデータをまずBOD、重金属関係でとっておくようにということで、既に宿題は出しておりますので、審査時にはきちんととったかどうかを確認を進めてまいりたいと思います。

それから、振動につきましても、こちらはウズベキスタン国内の振動基準を確認していくということでございます。

廃棄物につきましても先ほど来、何回か出ていますけれども、ウズベキスタンの基準に従って適切に処理されるということを確認してまいりたいと思います。

その右側の列に移りまして自然環境、こちらは保護区の関係で陸上・水生生物のいずれも特段、影響はないというふうに今の時点では思っておりまして、環境レビュー方針として特に注意が必要な点はなしというふうに書かせていただいております。

最後、一番右の社会環境でございますが、用地取得、まず、こちらは発電所本体とそれから送電線の鉄塔新設、変電所増設、これら合計で191.2ヘクタールの用地取得が発生します。正規の住民の数といたしましては53世帯、こちらの農地、それから、建設中の家屋、土壁及び非正規の住民としましては12世帯の農地が影響を受ける予定でございます。括弧内に書いてある通り、しかしながら、いずれの世帯も居住自体はしていないということでして、そういった意味では、住民移転は発生をしないというふうに書かせていただいております。ちなみにウズベキスタンの場合、土地の私有というのが認められておりませんので、土地の使用権ということなわけですけれども、用地の取得に関しまして近隣の代替地の提供及び損失資産への補償が行われる方針でございます。それから、建設中の家屋1軒につきましては住居地が新たに提供されまして、水道、ガスの整備もこちらにも既に行われているということでございます。

それから、用地取得に関連しましてセンサス調査、それから、財産調査、こちらは基本的には地方政府、州の政府、それから、実施機関によって実施をされまして、その情報をもとにコンサルタントが市場価格を調査して、補償金額の算定を行っております。

スケジュールですけれども、実施機関といたしましてはL/Aを締結するのが今のところ、順調にいけば今年8月ということで見込んでおりますけれども、L/Aを締結してから1カ月以内に補償及び代替地の提供を行うと、こういう予定でございます。

文化財、それから、先住民族・少数民族は特に存在はしないということで今のところ確認をしております。

これを踏まえまして、下の段にいただいて環境レビュー方針ですけれども、用地取得に関しましては一連の手続き、それから、被影響住民数、現地のステークホルダー協議の実施状況、結果を確認するということで、先々週、先週のミッションでも一部、既に確認をしておりますけれども、審査に向けて改めて確認をしていきたいと思っております。それから、代替地の場所、面積、農地の場合、農業生産性、インフラの整備状況等々についても確認をしてみたいと、こういうふうに思っております。

ご説明は以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。

それでは、今の点についてご質問あるいはコメントがありましたらお願いいたします。松本委員。

○松本委員 ご説明をありがとうございました。

下の欄の環境レビュー方針の全体事項の中の情報公開について教えてください。EIA、それから、LARAPが適切な方法で情報公開されることを確認するというふうにあります。一方、ガイドライン上は環境アセスメント報告書については作成に当たって事前に十分な情報公開がされて、その上でステークホルダーとの協議が行われるというふうにあります。ここで確認したいのは、ドラフト段階でのEIAやLARAPは既に何度も公開されているけれども、最終のRAPなり、LARAPなり、EIAが公開されていないという意味なのでしょうか。それとも、これまでこうした文書は公開されないまま、協議が行われていた可能性があるのでしょうか。

○古賀 審査部のほうから回答いたします。

これまでにウズベキスタン国内で作成されているEIA、LARAPは公開はされておりますけれども、その公開方法、場所等についてDFRの段階で詳細が書かれておりませんでしたので、改めて確認してくるということで書いてございます。

○松本委員 わかりました。つまり、ガイドライン上、適切な方法でという部分について確認をするということですね。

○古賀 はい、その通りでございます。

○村山委員長 他にはいかがでしょうか。原嶋委員、どうぞ。

○原嶋委員 ワーキンググループのときも質問させていただいて、一応、理解をしたつもりなんですけれども、1点、用地取得で住民移転はないんですけれども、果実の生産を営んでいて、簡単に言うと、土地の権利がない果実生産者と土地の権利のある果

実生産者がいると。住民移転の普通に住んでいる方の場合には、非常に明確にガイドラインなんかでも両方は同じような扱いということがあったんですけども、土地の権利のある果実生産者と土地の権利のない果実生産者というのは、基本的には簡単に言うと同じ待遇を与えるということによってよろしいわけですね。

この間、お話をワーキンググループのときにしたときに、若干、取り扱いが違うようなニュアンスにも聞けないようなわけでもなかったのも、もう一度、念のために、それで、ここに生計回復の措置をするということと、その上には幾つかの損失資産への補償あるいは代替地の提供というのがありますけれども、これらの措置というのは正規の方、非正規の方は同じように提供するということで理解してよろしいかどうか、確認させてください。

○山田 その通りでございまして、正規、非正規ともに補償の対象になるということでございます。

○原嶋委員 ガイドライン上は住んでいる方は非常にクリアに書かれているんですけども、いわゆる営業補償みたいな、その正規と非正規の取り扱いがガイドライン上ではどうなっているのか、説明がしっくりこなかったところもあったような気がするんですけども、今日でなくてもいいんですけども、念のためにこれは審査部の仕事だと思いますけれども、確認をまたお願いします。

○村山委員長 今の点は時間がかかりそうですので、また、別途、議論をすべき点かもしれません。社会影響全般で多分、対応しているんだと思います。

○原嶋委員 世銀のOPでの何か記述と、こちらのJICAのガイドラインの記述は必ずしも一致していないというか、そういうところがあるようで、基本的なポリシーは同じなんだと思いますけれども、その辺、クリアじゃなかった部分があったので、そのときに議論したんですけども。

○村山委員長 それでは、他の点でもしあればお出しいただけますでしょうか。

では、事務局から今の点。

○長瀬 ガイドラインの別紙1でございまして。こちらの19ページの下からの非自発的住民移転というのが始まっておりまして、20ページのほうにその4ポツで一番下に、住民移転計画は世銀のセーフガードポリシーのOP4.12 Annex A に規定される内容が含まれることが望ましいと。確かに私どものJICAのガイドラインとしては、特に正規と非正規を分けた明確な書きぶりにはなっておりませんが、世銀のセーフガードポリシーと乖離しないという大原則がありますので、その中で非正規の方にも一定程度の配慮をするという形で我々は考えております。以上です。

○村山委員長 原嶋委員、よろしいでしょうか。

私の理解と少しかみ合っていなかった部分があるんですが、原嶋委員のご指摘は住民移転は伴わないけれども、社会影響があるものに対して、正規、非正規をどう扱うのかというご議論かなと思いましたが、その点、一般論にもなるようなところがあり

ますので、また、別途、扱わせていただければと思います。

よろしいでしょうか。もし、他にご指摘がないようでしたら、今のご報告を含めて環境レビュー段階の対応ということになりますが、通例ですと今回は協力準備調査でJICAが対応されていますので、環境レビュー段階でワーキングは開かずにご報告を受けたという形になりますが、もし、委員のほうからワーキングを開くべきというご意見がありましたら、その方向で進めたいと思います。いかがでしょうか。

もし、特にご意見がないようでしたら、今日のご報告で進めさせていただくということにしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、その形で進めてさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、次はその他ということなのですが、ここで休憩を一回入れるか、一つだけやるかというところですが、どうでしょうか。

○松本委員 不可分一体ですか、これは。

○村山委員長 そうでもないです。(2)のほうがそれなりに時間がかかりそうですので、(1)のほうを先にやって、その後、休憩にしたいと思います。

では、その他の1番ですが、モニタリング段階における助言委員会についてということで、今日、資料をご用意いただいていますので、まず、そちらのほうからご説明をお願いいたします。

○柿岡 ありがとうございます。それでは、モニタリング段階における環境社会配慮助言委員会と題する資料をご参照願いたいと思います。

2010年4月のJICAのガイドラインですけれども、これまでも協力準備調査、それから、環境レビュー段階ということで全体会合、ワーキンググループといったご審議をしていただいております。具体的にはガイドラインの8ページ目に2.7という項目がございます。環境社会配慮助言委員会による助言、そのうちの1項目でございますが、環境社会配慮助言委員会はカテゴリA案件及びカテゴリB案件のうち必要な案件について協力準備調査においては環境社会配慮面の助言を行い、環境レビュー段階及びモニタリング段階では報告を受け、必要に応じて助言を行うという項目がございます。

これまで、このモニタリング段階における報告という機会が2010年のガイドラインが施行されてから機会がございましたが、徐々に実際に案件が開始してからモニタリング段階まで時間がどうしても必要となりますが、具体的に出てきているところ、このモニタリング段階での報告の方法についてご確認いただきまして、あわせて現在のモニタリング段階の案件をご紹介することを今日の項目とさせていただきます。まず、このガイドラインの項目につきましては、今、ご説明した通りです。

さらに、どのようなモニタリングの状況かといいますと、3.2.2に関係する項目がございます。モニタリング及びモニタリング結果の確認ということで、こちらはガイドライン上で13ページから14ページになりますが、モニタリングの項目がございます。7番につきましては14ページです。JICAは、相手国等によるモニタリング結果につい

て、相手国等で一般に公開されている範囲でウェブサイトで公開するという項目がございます。また、第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開するというのが、JICAのガイドラインでうたわれているモニタリング及びモニタリング結果の確認の項目でございます。

ガイドラインと同様の内容となりますが、助言委員会の設置要領と運用目安というのもJICAのホームページ上で公開しておりまして、こちらは助言委員の皆様とも共有させていただいている資料でございます。具体的なペーパーを画面に表示したほうがよろしいですかね。運用目安というのはこのようなペーパーでございまして、このうち2. 委員会の業務の中に、2-2) モニタリング段階というものがございまして、次のページになりますが、こちらにモニタリング段階という項目がございます。上記2-1) が環境レビュー段階のお話になりますが、この環境レビュー段階で報告を行った案件につきまして、モニタリング段階において、JICAは委員会に対してモニタリング結果につき報告を行う。委員会はモニタリング結果に環境社会配慮文書等から著しい乖離がある場合等必要な場合に助言を行うという記載がございます。こちらが公開している情報の関係するモニタリングに係る文章となります。

ここまでは公開している情報でございますけれども、さらに複雑で恐縮ですが、委員会の皆様と2012年8月6日付ではあるんですけれども、助言委員会運営に係る共有事項というペーパーを共有させていただいております。このうちの一部を抜粋したものがこちらになります。協力準備調査の段階とほぼ同様のイメージを持っておりまして、モニタリング段階における説明の資料構成イメージといったものが、共有されている状況となっております。

ここまでが委員会の助言委員の皆様と共有している項目ではございますが、では、具体的にモニタリング結果の説明をどのように進めるかというのが次のページ、それから、その次のページのパワーポイントの資料となります。画面はパワーポイントの4ページ目でございますが、左手、業務主管部、真ん中、JICA審査部、それから、右端、助言委員会となりますが、まず、審査部からカテゴリA案件、実施中のカテゴリA案件の全体の状況、簡単な現在の状況というものをご紹介すると、状況といいますか、案件のリストに相当するものでございますけれども、そういったリストをご提示いたしたいと考えております。

その上でですけれども、JICAのウェブサイト公開が可能な案件、かつEIA（環境アセスメント）やRAP（住民移転計画）のモニタリング結果が公開された案件につきまして、例えばでございますけれども、初回の段階でモニタリング結果、こちらはJICAのホームページで公開されているモニタリング結果について、業務主管部のほうから概要をご説明するという流れを想定しております。

この結果に基づきまして、助言委員会の全体会合の場で必要に応じて確認をいただきまして、内容について議事録で記録公開するようなイメージを想定しております。

情報量としては協力準備調査のワーキンググループ等と比べますと、かなり限定的なことが想定されますので、ワーキンググループに全てがいくかどうかというところは、まだ、なかなか、見えにくいところがございますが、仮にワーキンググループが開始される場合には、別途個別に検討することになるかと思います。基本的には全体会合の場の中で、モニタリング状況の結果に基づきまして議論いただくということを想定して、このような資料、フロー図を提案させていただいております。

具体的な進め方 のスライドでございますけれども、半年に1回程度、JICA審査部よりリストを提示するということを想定しております。具体的なリストは次のページ以降でまたご紹介させていただきたいと思います。ただ、基本的には公開されているものは、JICAの情報公開、ウェブページの活用ということで、こちらは英文で情報公開のページがございますので、この内容につきまして確認することを考えているものでございます。

ここまでがモニタリング段階の進め方として事務局で想定し、本日、ご確認いただきたい内容でございます。

続けて、次のページから4枚ほど実施中のカテゴリA案件リスト から を示してございます。これまで多くの助言委員会全体会合、ワーキンググループを開催し、ご協力、ご支援をいただいておりますが、実際に現在、今のガイドラインのカテゴリAで実施中の案件は、ナンバー1からその先、ナンバー18までの案件となります。

まず、1枚目の案件リスト でいきますと、ベトナムの案件から始まっておりますけれども、南北高速道路建設事業（ベンルック - ロンタイン）（ ）という案件がございます。スキームとしては、こちらは円借款となりまして、合意文書締結日、この案件の締結日は2011年11月、それから、現在、この工程としてどのような進捗かというのが次の進捗という列になりますけれども、調達手続き中（施工）とございますが、土木工事の調達手続きを現在やっているというのがこのリストの見方となります。

最後の右側の列となりますけれども、モニタリング結果対象期間というところがございます。現在、このベトナムについては空白となりますが、幾つかの案件につきましては注1、注2、それから、JFY2013、第3Qというような書きぶりがございます。この見方となりますが、モニタリング結果の対象期間、具体的に今後、公開されてきますと3番目にありますインドの例と同じように、何年の第3・四半期の結果が現在、JICAのホームページで公開されているといった見方、表現でこちらは記載させていただきます。今後、公開されていくと、このモニタリング結果対象期間の情報が加わってまいります。

ただし、注1、注2という項目でございますが、こちらは案件リスト の末尾に脚注で加えさせていただいております。注1につきましては、EIA、RAPに係るモニタリング結果のJICA公開について、相手国政府の合意が得られていないものとなります。従いまして、注1と記載されている案件につきましては、モニタリング結果がJICAのホ

ホームページ上も公開できないということになります。注2につきましては、EIAについては了解が得られているものの、住民移転計画（RAP）に係るモニタリング結果について、相手国政府の合意が得られなかったということで、マークしているものでございます。

リストの見方は以上となります。

1点、説明を忘れておりましたが、進捗の記載方法につきましてはある程度、シンプルにしているところがございます。調達手続き中（コンサルタント）、これが一番最初となります。コンサルタントの選定手続き中の後、詳細設計実施中、これが二つ目のプロセス、三つ目のプロセスとして、調達手続き中（施工）というのが土木工事の進捗、それから、四番目には事業実施中、五番目には事業完了という表記としています。三番目、四番目が、土木工事が始まっているイメージとなりますが、一番目、二番目の段階ではまだ設計の段階となります。事業完了の段階まで、こういった案件リストをお示しいたしまして、助言委員会の定期的な報告のための資料として、進めさせていただきたいと考えております。

補足は以上となりますが、1番から18番まである案件の中で1件のみ、インド、デリー高速輸送システム建設事業フェーズ3がナンバー3とナンバー17、こちらでございます。これらは同じ案件ですが、資金需要等の都合で2回に分けて資金供与しているもので、案件としては同じとなります。

また、最後、18番目、こちらは先日、ご報告させていただいていますが、ミャンマーのティラワ経済特別区、こちらは海外投融資ということで、スキームとしては唯一、異なりますが、それ以外につきましては全て円借款事業ということになります。

このようなりストを年に2回ほどご紹介することでモニタリング実施段階、モニタリング段階の助言委員会を進めていきたいと考えております。

こちらからのご説明は以上となります。

○村山委員長 ありがとうございます。

今のような話で、モニタリングの結果が出てくる段階になったということで、助言委員会としてどう関わるかという具体的な進め方について、今日はある程度、決めたいということです。具体的には今日のスライドの4枚目、5枚目にありますが、モニタリングはある程度の期間続きますので、その中で特に初回の結果が出てきた段階で、助言委員会でご報告をいただくという形をとってはどうかということです。その中で、必要があればワーキングを開いて具体的な助言案をまとめていくということになりますが、特に必要がなければご報告いただいて、コメントを出すという程度で終わるという形になると思います。前提として、JICAのほうで公開されている情報をベースにするということですので、次のページにある幾つかの案件が既に動いておりますが、この中でも相手国で公開の合意が得られていないというものがかなりありますので、モニタリングに関してご報告を受けるものについては、かなり限定的になるのかなと

という印象を持っております。

以上のような形になりますが、これについて何かご質問あるいはご意見はありますでしょうか。石田委員。

○石田委員 詳しい説明をありがとうございます。

質問は、5番のカテゴリ案件リストの注1や注2というところについて質問をしたいと思っています。質問内容なんですが、思っていたよりも相手国はEIAやRAPに関する調査の部分の結果ではなく、モニタリングのところでの合意を出さないというふうに読み取れるんですね。想像していたよりかなり数が多いですが、これはどういう理由なのか。つまり、そういうことを今まで世銀に対しても、それから、他のドナーについてもやったことがないとか、モニタリングを始めてみると実際に調査で考えたときよりも、さらにRAPがうまくいっていないことがわかってきたとか、何か不都合があるので、もう少しJICAと協議をしてからというような段階なのか、少し教えていただけないでしょうか。

○柿岡 ありがとうございます。

個々の案件は、それぞれケース・バイ・ケースで異なるかとは思いますが、例えば環境ですと住民移転計画に比べると、比較的進んでいる項目があるかと思いますが、環境関係の省庁で許認可等がございまして、場合によってはその中でもモニタリング計画といったものも具体的になっている可能性があるかと思えます。そういった場合に情報公開等も明記されているとある程度、相手国でも一般的に公開されている項目があるかと思いますが、必ずしも全ての案件がそういった状況になっているわけではないということで、一つ一つ案件の審査のとき確認してございますけれども、現状、相手国で一般に公開されている範囲ということで確認がとれているものは、以上のような結果となってございます。

○石田委員 ありがとうございます。

そうすると、もう1点だけ確認なんですが、公開はされなくてもJICAは要請をして情報を確実に入手できるということなんでしょうか。13ページ、14ページ、ご紹介いただいたものだと、モニタリング結果の確認に必要な情報は、書面等の適切な方法で相手国より報告される必要があると、また、必要に応じてJICAが自ら調査を実施することがあると書いていますので、少なくともJICA側、日本側は必要な情報を得ているというような理解でよろしいでしょうか。

○柿岡 ありがとうございます。

ご指摘の通りでございまして、情報の公開という話とJICAがモニタリングするというのはまた別ということで、我々は公開を待つということではなくて、具体的に先方実施機関のモニタリング結果の取りつけを含めて、実施段階の対応をしているということとなります。

○石田委員 ありがとうございます。

○松本委員 ありがとうございます。

4点あるんですが、今、石田委員の出された点から始めますと、この公開はJICAに対して公開はできないけれども、現地では公表しているのかというのが1点です。それから、2点目ですけれども、いわゆるインカメラというか、ホームページ上は公開しないけれども、JICAが入手した情報及びJICAのモニタリングが妥当かどうかという判断について、この助言委員会の中だけで議論することは可能かどうかというのが二つ目で、三つ目はホームページでの公開のタイミングと審査会のタイミングなんです。ホームページも半年に1回なのか、それとも、ホームページは入手次第に公開されているけれども、審査会での議論を半年に1回にするという意味なのか、これが三つ目で、最後、4点目はスライドの4ページ目の具体的な進め方ですけれども、右のラインの助言委員会の二つ目の四角です。助言が必要な場合にと書いてありますが、これは助言委員会が必要だと判断した場合というふうに理解してよろしいのか、それとも、JICAが助言が必要だと感じた場合というふうに理解するのか、以上、4点ですが、お願いします。

○柿岡 ご指摘をありがとうございます。

JICAのホームページで公開することの可否について先ほどの通り、注1、注2という形で示しておりますが、現地において公開しているかどうかというのは、1対1に確実に対応しているわけではない可能性がございますが、こちらもケース・バイ・ケースかと思えます。ただ、基本的には現地でEIA、RAPといったものは求めていることかと思えますけれども、モニタリング結果について現地で公開しているのであれば、JICAとしてもできるだけ審査の段階で公開を働きかけていくプロセスがあるかと思えます。ただ、こちらもケース・バイ・ケースで審査の段階で確認しているということでご理解いただければと思います。

2点目のお話ですけれども、基本的には対象となるのは公開している結果をベースとしたいと考えております。JICAのガイドラインでも仮に第三者等から請求があった場合は、相手国等の了解を前提に公開するということがございますので、助言委員会でも議論いただく際にもこの項目から一度、相手国のほうに働きかけるというプロセスを踏みたいと考えております。

3点目でございますけれども、ホームページの公開、こちらは随時でございますが、これもプロジェクトの進捗状況によって異なるかと思えますので、必ずしも助言委員会での報告は半年というご提案を差し上げておりますけれども、こちらと1対1対応ということではございません。ある程度、まとまった段階でということで半年という目安を考えておりますが、案件の進捗もいろいろでございますし、また、モニタリング段階での報告は、協力準備調査段階等と比較すると、かなり長丁場ということがございますので、そういった期間も考えまして、半年に1回ということでご提案を差し上げているものでございます。

4点目は、助言が必要な場合にワーキンググループの開催は、仮にJICA側のほうが

ら助言をお願いしたいという場合は、そのような対応になるかと思います。場合によって報告の状況からもう少しワーキンググループで議論したほうがいいという場合におきましては、ワーキンググループに進むということもあるかもしれませんが、まだ、情報量というところでは、まだまだ、未確定なところがございますので、こちらについても状況に応じて、また、ご相談させていただきたいと考えております。

○松本委員 では、手短に。最初の点ですが、ガイドラインの21ページの3ポツの中では、一応、モニタリング結果を当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならないという、努力義務という書き方になっています。つまり、基本的にはなるべく公表するようにするというのがガイドラインの趣旨です。今のお話でいきますと、現地で公表されていればJICAとしても公開を働きかけやすいということと理解しました。

ですので、ガイドラインにモニタリング結果をJICAのホームページで公開するという定めはありませんけれども、これとの関係で考えれば、できるだけ公開を働きかけるとすることが大事だと思いますので、公表された表の中に注1、注2がずらっと並ぶ状況は好ましくないことだけは確かではないかと。それは努めるというところが本当に実効性があるのかという疑問につながるかと思います。これは今、議論することではないと思いますが、一応、申し上げておきます。

2点目については、インカメラはないという意味だということではよろしいのでしょうか。公開をというよりは、インカメラというのはいり得るのかという質問だったんですが、それはできないという、そういうお答えだったと理解してよろしいですか。

○柿岡 助言委員会の議事録等も基本的に公開と考えておりますので、まずはベースとなるのは公開となる情報と考えているのが今のところの想定となります。

○村山委員長 では、他の点はいかがでしょうか。では、先に原嶋委員からどうぞ。

○原嶋委員 すごく初歩的な質問に戻って、二つ確認させてください。モニタリングという言葉の時間軸というのはどういうふうに、定義というのは大げさですけども、今のお話を聞いていると、工事が終わったぐらいが一番ターゲットとしてはクリアなんですけれども、いわゆるこういう報告書なんかでモニタリングというと、供用開始後の監視なんかも含んでいますし、この報告書を見ると実施期間中という曖昧な言葉を使っていますけれども、定義として時間軸をどういうふうに捉えているのか、捉えれば最後まで供用開始・廃止を絡めていえば、耐用年数が終わるまでということも可能性もないわけではないので、それをはっきりしていただきたいのと、あと、フォローアップとの関係というのはどういうふうに理解されているのか、初歩的な質問で。

○柿岡 1番目の時間軸でございますが、確かにガイドラインの中に明確に終わりというものはないかなと思いますので、これはあくまでも現在の考え方でございますけれども、事業完了までが一つの目安かなと考えております。すなわち、工事等が終わる段階でございます。ただ、実際に何かあったときには具体的にモニタリング、先ほど

ご紹介があった通り、供用開始後の問題というのも話題として想定されるかと思いますが、個々の案件に応じて具体的に検討していく可能性は出てくるかと思いますが、モニタリング結果を報告する目安として、事業完了までを一つのマイルストーンとして、考えております。

それから、2点目のフォローアップでございますが、こちらは開発調査の話題と理解しております。具体的にはガイドラインですと14ページの3.4、開発計画調査型技術協力の一つの項目として、3.4.5、フォローアップという記載がございます。ですので、その前までの有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトといったスキームとは、また、ちょっと異なり、開発調査、マスタープラン等を検討するような、こちらの技術協力につきましては、フォローアップがいわゆるモニタリングに相当するような事後的な対応と理解しております。

○清水谷委員 私のほうからは一つ質問というよりは意見なんですけれども、スライドの中の4ページに具体的な進め方の図がありますが、実はモニタリング結果の説明があって次に助言委員会で報告を確認して、それで結局、環境社会配慮文書等からの著しい乖離がある場合ということですので、もし可能であれば、そのこの囲みから下の説明資料作成の段階との間に、この委員会の何人かが選抜で現地を視察するというような機会を与えていただいたほうが、この助言の作成について多いに助かるのではないかと考えております。ご検討をお願いします。

○柿岡 ご指摘をありがとうございます。

助言委員の現地視察の頻度、回数、こういったものを対象とするかというのは、また、モニタリングの話題とは別に議論させていただければと思います。実際に過去にもウガンダで1度ございますが、それと同じような流れで、このモニタリング段階でもやっていくかどうかは、また、別途、ご検討させていただければと思います。

○村山委員長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 先ほどの原嶋委員の時間軸に関わる追加の質問というか、コメントなんですけど、最初のほうで委員長のほうからモニタリングの時期としては、初回に出てきたときに限定的にやりますというお話がありました。私の質問は、1案件についてどのぐらいの頻度でモニタリングの対象になっていくかということなんですけれども、先ほどあったようにかなり限定的に最初の段階だけやっていくのか、あるいはかなりケースによっては頻度をもう少し多くしてやっていくのかというあたりと、それから、モニタリング計画をつくった時点で、こういう項目についてはどのぐらいのフリークエンシー、さっきの助言の中にも出てきましたけれども、やるというふうな計画がきちっとできているわけですね。ですから、それがちゃんと守られているのかどうかということ判断するということも重要だと思ひまして、そうすると、最初のころに1回ということよりは、モニタリング計画がきちんできているかという、何回か、定期的にやっていくことも視野に含めなくてはいけないのかなというふうに思います。

それから、特に社会環境、例えば住民移転で新しい生活をもう一回、回復してやっていけているかどうかというのは、かなり中長期にわたるものですから、事業が完了してしまうというふうな時間軸よりも、もう少し長期的にモニタリングするという必要があると思うんですね。モニタリング計画にも、きちっとその辺が書いてあるような案件もあるかと思うんですよ。その場合は、助言委員会でもそれに沿ってかなり長期的に見ていくのかというあたりのアイデアといいますか、方向性が何かあればお聞かせください。

○柿岡 ありがとうございます。

最初よりも定期的にということですが、こういったやり方としてまだ確立されていないところですので、まず、最初に行って、その後、状況を見つつということで進めていくというのも一案かということで、現在の具体的な進め方としては初回での報告をご提案を差し上げた次第です。

あと、時間軸の中でのモニタリングの期間でございますけれども、ご指摘の通り、生計回復に時間がかかるというところがございます。ただ、生計回復も時間軸とともにだんだん外部条件も増え、その要素が見えにくくなっていくというのも一面でございます。事業完了というタイミングは、土木工事として完了するということも大きなポイントですけれども、通常ですと、こういった工事が始まる前に一般的には住民移転が終わり、その後、生計回復のプログラム等が始まっていくことを踏まえますと、事業が完了した段階ではある程度の期間が経過しているのではないかと、その中である一定のモニタリングということもできるのではないかとということも想定しております。もちろん、問題がございました場合には、改めてその期間というのは検討していく必要があるかと思いますが、一つの目安としては事業完了があるのではないかと考え、先ほどご説明を差し上げた次第です。

○村山委員長 よろしいでしょうか。まだ、始まったという段階ではありませんので、最初の案件は恐らくインドの高速輸送システムになると思いますが、これについてまずご報告をいただいて、今後の進め方についてまた改めてご検討をいただければと思っております。ただ、先ほどもご議論がありましたようにかなり公開される情報が限定的だということろは、皆さん、共有されたように思いますので、これについてはまた改めてよりよい形が考えられないか、例えば公開情報はなかったとしても、担当部のほうでどのようなお考えなのかということをご紹介いただくことは可能かもしれませんので、そのあたりも含めて今後、議論をさせていただければと思っております。

今日のところはこのような形でよろしいでしょうか。何か追加でご意見等がありましたらお願いいたします。佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 21ページに書いてあるんですが、21ページの最後の最後の4というものです、モニタリングの4です。第三者等から環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合にはということが書いてあるんですけれども、この具体的な指摘が

あった場合というのは、ある程度の指摘を受け入れるような窓口がこちらのほうにないといふだとは思いますが、これに対するJICAサイドとしては、第三者からのこういう指摘を受け入れられるような、そういう場づくりというのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○柿岡 別紙1の最後の4の項目のご指摘をありがとうございます。

JICAといたしましては、ホームページ等でも環境社会配慮に係る情報公開ということで、連絡先、メールアドレス等も記載していますので、そういう情報を基にご連絡いただくというのが一つ、それから、別紙1は相手国に対して求める環境社会配慮になりますけれども、こちらにつきましては多くの場合、苦情処理メカニズムということを構成するように働きかけているところもございますので、現地においてはそういったメカニズムを活用していくというのも一つかと考えております。もし何かご意見もしくはご参考になるものがあれば、逆にご助言いただければと思います。ありがとうございます。

○佐藤委員 すみません、現地における苦情のメカニズムというのがあるということは私も理解しているんですけども、それがJICAに直接、苦情のメカニズムというのはつながっているものなのか、それとも、現地サイドでそこは完結しているものなのか、そこだけご指摘いただければと思います。

○柿岡 苦情処理メカニズムそのものがJICAに直結ということではありませんが、苦情処理の件数、どのような対応をしているかということも含めて、モニタリング結果という形で我々のほうに連絡をいただくとご理解いただければと思います。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○村山委員長 それでは、よろしいでしょうか。

では、まず始めてみて、また、ご議論をいただく機会を設けたいというふうに思います。ありがとうございます。

では、少し5分程度、休憩をさせていただいて、その他の2番目に移りたいと思います。

(休 憩)

○村山委員長 それでは、そろそろ再開をさせていただきます。

その他の2番目はガイドラインの運用面の見直しについてということで、今日、4回目の議論ということになります。まず、資料のご用意をいただいていますので、ご説明をよろしく願いいたします。

○山邊 審査部の山邊でございます。運用面の見直しについて今回で4回目ということでございます。今回、今日ご説明をさせていただく内容は3点でございます。まず、進捗状況等、次に検討体制について、3点目が前回に引き続きまして論点の整理でございます。

次のスライド、1ポツの進捗状況等でございますが、こちらは4月の全体会合でお示

ししたもので、その時点のスケジュールでございます。3月から4月、5月と予定通り実施してまいりまして、今月の全体会合での説明事項、これで4点挙げてございます。ただ、大変申し訳ないんですけども、JICA内のヒアリングと途上国のアンケート、この2点につきましては作業が遅れておりまして、まだ、実施中でございますので、報告は次回以降とさせていただきます。従いまして、今日ご説明する内容は残りの二つ、検討課題の整理結果と助言委員会の設置要項の改訂案と、すなわち、論点の整理と体制案でございます。

次回、7月4日の全体会合では、今回積み残しとなりますJICA内や途上国政府の意見聴取の結果、それから、ワーキンググループの具体的な人選、それから、実際の検討作業の進め方等ということについて、私どもから説明をいたしまして、または委員会の場でご議論をいただいて、枠組みとしては、大体、そこで固めたいと考えてございます。その後、7月か8月かわかりませんが、具体的な議論を開始させていただくという形で進められればと考えております。

次のスライド、検討体制（案）でございますが、1度、4月の全体会合でご報告させていただいて、その際、助言委員会とJICAの役割分担と責任関係、これらについてJICAが責任を持ってやるべきで、助言委員会あくまで助言をする立場であると、そういったことをはっきりさせることと、それからあと、透明性とかアカウンタビリティ等の観点から、助言委員会が議論の場となるのが適当なのかといった趣旨のご意見をいただいたと理解してございます。

まず、私どもとしましてはこれまでもご説明をしました通り、今回の見直しはガイドラインそのものというよりも、中間段階で行います運用面の見直しでございますので、運用面に関して知見が蓄積されている助言委員会に十分関与していただくことが適当であろうと考えてございます。ただ、ご指摘いただきました通り、役割分担といいますが、責任関係、こちらを明確にするという必要がございますので、運用面の見直しの業務を明記するという形で、助言委員会の設置要項自体を改正するというのを考えてございます。

具体的には別紙1ということをつけているものをご覧ください。設置要項の改正案として現在の設置要項に見え消しをつける形で示してございますが、ポイントは2ポツの委員会の業務のところ（1）とありますが、（2）として運用面の見直しに係る助言として、JICAが行うガイドラインの運用面の見直しについて、JICAから求められた場合には助言を行うというものを追加したというところでございます。

それから、2点目でございますが、実際の議論につきましては全体会合というよりも、ある程度、人数を絞ってワーキンググループで月1～2回程度、議論し、その結果を次の全体会合で報告するという形で想定をしております。また、ワーキンググループの構成としましては、コアメンバー数名、ここは3名から4名といったところでしょうか、このコアメンバーを中心としまして、毎回、テーマに応じて追加でメンバーが加わる

というイメージを持っています。

来月には体制についてある程度、フィックスしたいと思っておりますが、フィックスできれば、その上でJICAのホームページのほうで運用面の見直しを実施しているということについて、改めて公表したいと考えております。これまでも資料、それから、議事録は全て公表しておりますので、そういう意味では公開はしておりますけれども、透明性、アカウントビリティ等の観点から、オブザーバー参加が可能であるということも含めて、改めて公表ということでございます。

最後のスライドでございますけれども、論点表の整理でございます。また、いろいろ行って恐縮ですけれども、別紙2のほうをご覧くださいいただければと、A3のほう、こちらをご覧くださいいただければと思います。JICA内のヒアリング、それから、途上国へのアンケート、こちらが未了でございますので、これで全てというわけではございませんが、今まで話の出ました論点はカバーしたつもりでございます。前回からの変更点をご説明しますと、新たに論点として追加したものがセルをグレーで塗りつぶしているものでございます。

また、既に出ている論点について委員からのご意見等を追加したものにつきまして、下線をつけてございます。具体的に申し上げますと、まず、冒頭の総論のところ、一番左の列にアルファベットがありまして、その隣の丸で囲んだ数字、1、2と、これが論点番号でございますが、この 1 と 2、助言委員会の運営等について、これまで他の論点とは性格が異なるということで、この表には論点として載せておりませんでしたけれども、一つの表で全てカバーされているほうがよろしいかということで、追加で掲載をさせていただきました。具体的な内容は前回、作本委員からいただいた記載をそのまま転用させていただいております。

次に論点番号でいいますと 3 番になります。気候変動の論点でございますが、前回は気候変動による影響のみ記載していたものについて、気候変動への影響も考えるべきとご指摘をいただきましたので、その論点のところと委員のご意見のところにそれぞれ下線を引いてございますが、追記をいたしました。

それから、論点の 4 番の環境社会面の費用便益分析についてでございますが、ライフサイクルアセスメントの専門家による分析というようなお話がございましたので、それを委員のご意見のところに追加してございます。

それから、論点の 5、6、7、この三つを新たに追加してございます。いずれも前回の全体会合でいただいた論点でございますが、5 がベースラインをどのように設定をするか、6 がデータの信頼性をどう検証すべきか、7 は電磁場の影響についてということでございます。

追加は以上でございますが、カバーされていないものがあればご指摘いただければ幸いです。

また、前回の会合で論点のグルーピングのようなものができればというお話がござ

いましたので、一案として四つにグルーピングをしてみました。まず、1として総論・体制について、それから、2として用語解釈、その適用範囲について、三つ目が論点の番からですが、環境社会配慮の方法について、それから、最後、4点目が手続き面。複数にまたがるものもございますけれども、整理の便宜上、どこか一つに分類するような形にしております。

それから、前回、例えば論点の不可分一体の議論と、それから、の派生的・二次的・累積的な影響、これらの論点は一緒に議論すべきというようなご意見もございましたけれども、この二つについては表の一番左の列にアルファベットのBという形でつけて一つにまとめてございます。同じように一緒に議論できそうなものは、それぞれアルファベットでまとめるという形にしております。その他、各グループ内では基本的にガイドラインの掲載順に並べてございます。

また、スライドのほうに戻らせていただきまして、確認ポイントとして四つ挙げてございます。1点目は今、お話しした通りでございますけれども、2点目は実際にワーキンググループ、これをどのように進めるかというところでございます。私どもとしては現行ルール、それから、例えば見直しが必要なものは見直し案と、これらのものをまずはJICAのほうから提示させていただいて、それをもとにご議論いただくのが基本的なやり方かなと考えてございます。

それから、三つ目の点として議論のアウトプットとして何を想定するかと、前回も少しお話がありましたけれども、私どもとしては公開しているFAQその他、例えば先ほどの設置要項のようなもの、こういった私どもの文書をリバイズするということで考えておりますが、基本はそういう想定でよいかということで、もちろん、今後、議論を進めていけば変わる可能性はございますので、あくまで現時点の想定ということでございますけれども、そういう理解でよいかということ、それから、最後、4点目としてどの論点を優先して議論するかということでございますけれども、JICA内のヒアリングは何度も申し上げて恐縮ですが、まだ、そういったものが実施中でございますので、論点自体、まだ、未確定ということもありますけれども、そういう趣旨でここは括弧書きにしておりますけれども、どんな順番で進めるのかということについて、現時点である程度、大枠といたしますか、イメージの共有だけでもさせていただければということでございます。

私どもとしましては、例えばこれまで議論になったもの、先ほど申し上げた四つの分類でいえば、例えば1の総論とか、これまで比較的議論になった2の用語解釈とか、さらには4の手続きと、こういったところをやって、その上でどちらかというよりよい環境社会配慮を目指すという性格の論点が多い3の方法論、これについては最後に検討するというようなイメージで考えておりますけれども、この点につきましてもご意見をいただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。

徐々に内容が固まってきつつあるわけですが、少し分けてご意見をいただければと思っております。まず、今日の資料では4枚目の検討体制（案）ということですが、これはまだ具体的にどういう方々にワーキングへ参加をしていただくかどうか、これについては来月以降、ご議論いただくということになりますけれども、今の段階では大体、このような形を考えておられるということです。これについて何かご質問、ご意見はありますでしょうか。

今日の資料では月1～2回程度のワーキングというふうになっていますが、これと並行して通常の案件ごとのワーキングも入ってきますので、ワーキングに参加していただく委員は両方にご参加いただくという形になります。ただ、そのあたりについては両者のワーキングのご出席の回数も考慮していくことになると思いますが、少なくとも見直しのワーキングだけにご参加いただくという形にはならないと思います。それから、最後にオブザーバー参加も可というのがありますが、これは助言委員会だけではなくて、他の方々にも公開してワーキングを開くという意味です。

どうぞ、佐藤委員。

○佐藤委員 1件ございます。今回、こういうガイドラインの運用面の見直しということなんですが、別にこれはJICAだけではなくて、世銀がやってきたガイドラインの作成と運用等をやってきているわけですよ。そういう中でのいろんな何か知見とか、そういうものが例えば途上国のアンケートがあるかどうか分からないですけども、世銀がやってきたようなものに対しての学びみたいなものを、JICAのガイドラインの運用に生かすことというのは可能なんでしょうか。

○長瀬 ありがとうございます。

途上国のアンケートのほうは、すみません、遅れておりますが、実施しておりますので、結果は今しばらくお待ちください。

それで、世銀等の改訂なんかにつきましても、それぞれのワーキンググループのときに関連するような議論が世銀等々でなされている場合には、我々が情報収集し得る限りというところもあるかもしれませんが、可能な限り提供はさせていただきたいと思います。皆様からアドバイスをいただく際に、それも参考にさせていただければと思っております。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

もし、ないようでしたら論点表の整理というところで、今日、A3の用紙にこれまでの議論をまとめていただいたわけですが、加えてグルーピングもしていただいています。これについてご覧をいただいて、つけ加えたほうがよい点、あるいは修正すべき点、それを含めて何かお気づきの点がありましたら、ぜひ、お出しをいただければと思います。松行委員、どうぞ。

○松行委員 すみません、今回、新たにつけ加えられた 番についてなんですが、特に道路をひくときにどうしても道路をひくことによって経済発展が誘発されて、それで需要が増えるんじゃないかという話がどうしても出てきて、ただ、現在、需要予測は四段階推定法というのでやっています、それでやると誘発される経済発展というのが推定の中に完全に入り切らないという面があるので、こういった議論が毎回起きていると思うんですが、なので、 番の論点というのは、一つはベースラインデータの設定に関するものなんですが、もう一つの論点として現在の予測方法の限界と、現実のものをどういうふうに対応させていくのかということが、 番でもう一つの論点になるのではないかと思います。

○村山委員長 今の点はいかがでしょうか。私が今、伺った感じだと 番にも少し関係があるかもしれないですね。派生的・二次的な影響で何か波及的な効果をどこまで見るかということにも関係しそうですね、そのあたりも含めて検討するということがなと思いますが、その点も考慮して、整理していただければと思います。

○山邊 承知しました。その点も踏まえて整理させていただきたいと思います。

○村山委員長 その他はいかがでしょうか。日比委員、どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。

論点の 番のところになるかと思います。ここに含まれているのかもしれないんですけども、これまでの議論の中で申し上げていなかった点かなと思いますので、念のために言います。特に生態系あるいは生物多様性の部分で、ノーネットロスあるいはオフセット的な考え方の検討もあってもいいのではないかなと思っておりまして、IFCなんかは既にそれをスタンダード化しておりますし、これまでの環境影響の配慮というのは、負の配慮をいかに下げていくか、回避するかというところに主眼があったと思うんですけども、それだけでは環境状況の改善に向かわないのではないかなということも言われておりますので、理想的には事業をすればどんな事業であれ、その事業があったほうがないよりも、総合的に見れば環境がよくなっていくという事業のあり方を考えていけるような枠組みというのを、考えていく時期にきているのではないかなというふうに考えます。

以上です。

○山邊 ご指摘をありがとうございます。

今の点、 のところの論点がいいのか、他のところがいいのか、その点も含めて対応を検討させていただければと考えております。

○村山委員長 他の点はいかがでしょうか。早瀬委員。

○早瀬委員 私が気になっているのは、環境影響評価というのは基本的に事業実施主体の意図する行為による環境への影響あるいは社会への影響ということ进行调查、予測評価することなんです、その枠で考えたときに災害、それと事故、今日もアクシデントがでてきましたけれども、災害と事故の扱いについてのみに込めていないと

ころがあるので、そこも確認というんでしょうか、する必要があるんじゃないのかなという気がしています。

○村山委員長 事業の実施に伴う災害や事故の扱いということでしょうか。

○早瀬委員 事業の実施に伴うものだけではなく、伴わない災害・事故の扱いも含めて、どういうふうに運用上、扱っていくのかということについて整理しておいたほうがいいと思いますけれども。

○作本副委員長 すみません、作本ですけれども、今の早瀬委員の内容は、自然災害で我々なんかもフィリピンのケースでいろいろ勉強させてもらったことがあるんですが、こういう切り口というか、重視されているテーマではないかと思うんです。とりわけ自然災害と我々が直接行った事業というわけではありませんけれども、脆弱なインフラのために我々は支援するんだけれども、それでも大きな台風被害が襲うことがあるというようなことなんですが、ミャンマーの環境基本法の中で余り見ない言葉が入っている、エンバイロメンタルエマージェンシーという言葉があるんです。

どういうことか、私も日本語にどうやって置きかえていいかわからなくて、環境非常事態というふうな言葉を勝手につくって当てはめてみたんですが、その場合には国の総力を挙げていわゆる日本の東北大地震のような場合には救済に当たるんだというような、また、そういう考え方がどうもUNEPから出ているというようなことに気づきまして、その意味ではまだ取り上げるのは早いのかもかもしれませんけれども、これからの大事なテーマになるのかなという気がしております。

以上です。

○篠田 早瀬委員、作本委員、ご指摘をありがとうございます。

まず、事故については今日もご議論がありましたけれども、狭義の意味での安全というところでは、ガイドラインの対象にはなってございますが、広い意味での例えば事故というのは、確かにそれぞれの個別の事業で判断をしたり、議論をいただいているところですので、そういったところも含めて、少しこの中でどう議論するかというのは、取りまとめさせていただければと思っております。

また、災害についてはフィリピンのところでご指摘がございましたが、私の携わったものでは例えばフィリピンの案件で、気候変動の影響によって台風が強くなるんじゃないかということで、地下鉄の構造をどうするかというような話があって、そのときには個別の案件として最大の台風が来たときにも備えて強度の強い地下鉄を、インフラをつくるんですと、そういうような個別の案件で対応した記憶がございます。気候変動の対応ですとか、そういった災害の対応はそれぞれの個別案件に応じて、それでの対応というのがまずはメインになるのかなと思うんですけれども、その部分も含めて全体でどう議論するのがよろしいのか、今日、いただいたご意見をまた反映させて、この表にまとめていきたいと思っております。ありがとうございます。

○村山委員長 では、他の点はいかがでしょうか。論点の表とともに最後のスライド

にある、今も出ていますが、議論の進め方、アウトプットのイメージ、それから、論点の優先順位のあたりも含めて何かご意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

大体、よろしいでしょうか。4回ぐらいやってきて、大体、お出しいただくものは出していたというふうに理解をしてよろしいでしょうか。今後、JICA内あるいは途上国からもアンケートの結果等が加わってくるので、少し異なる点が含まれる可能性があります。大体、このような表をベースにワーキングのほうでご議論いただくということになるかなと思います。柳委員、どうぞ。

○柳委員 Fのところの ですけども、社会的合意のところなのですが、ここには2のほうが書かれていて、1、2とあって2、女性、子ども等々のところですけども、本来、1のところの地域住民等のステークホルダーとの協議に対してですけども、こういった住民から意見をちゃんと確実に、強引に結果の内容に反映させるということになると、事業者側が意味ある応答をやらなければいけない。その意味ある応答のことがちゃんと書かれていなければ、単に協議をやりました、何回でした、どういう人数が来ましたということだけでは、こういう意見がありましたということはありませんけれども、それに対してどういう対応をしたのかということが確実に書かれていないと、余り意味ある応答だとは言えないといえますか、社会的な合意にはなっていないということで、ただ聞けばいいというわけではないと思うのです。聞いたことに対して、どうちゃんと適切な対応をしたかということが記録として残ってあるということが、僕は非常に重要なのだろーと思ってしますので、そういうことも論点に入れて、本質的なところですのでよろしくお願いしたいと思います。

○篠田 柳委員、ありがとうございます。

今、ご指摘の点は多分、今日、助言の確定をいただいた案件でも記載が不十分だということで、その経緯がよくわからないというようなところにつながっているのではないかなというふうに思っております。また、他の案件でも背景の情報だとか、意見は出されましたと言いましたが、どういう雰囲気が出されたのかとか、ちゃんと皆さんが自由闊達に意見が述べられていたのかと、そういったところがいつもご議論いただく点ですので、そういったところを報告書にしっかり記載すること、そういったところが大事だと我々も認識してございます。

もちろん、そういった点を含めて論点を整理させていただきたいと思いますが、Fの のところで、今、いただいたところは委員からの主な意見というところで一番最後の行、また、報告書への記載内容について助言も多くの案件で挙げられていると、こういったところにつながってくるのかなというふうに思いますので、ここを少しわかりやすく書くなりして対応したいと考えております。ありがとうございます。

○作本副委員長 作本ですけども、私も気になった点なんですけれども、ギャップと呼ばれている議論が幾つかの報告で出てきていたので、どういうものかという

JICAのガイドライン、ハードルの高いガイドラインと現地側のさっきのモニタリングでも関わるかと思うんですが、国内での規制状況に落差があると、事業を実際に進める上で例えばアセスでしたら相手の国内法に準拠すればいいところを、JICAさんのほうでは例えばインドでは鉄道が対象事業に入っていないんです。だけれども、先ほどのここに載っていたリストというのは、まさにインドでこれからモニタリング結果をどう公表するかという、そういう議論になってくるわけですが、そのあたりのギャップの議論というのは、先日、聞いたところでは世銀等でも進めてきているから、それを見ながらということをやっていたんですが、私もどちらの方向が好ましいのかわかりませんが、将来的にはこれが大きな課題になってくるのではないかなと思うんです。

というのは、私は今のJICAのガイドラインというのはODAだからやるべきだし、今は途上国での整備が追いついていないから、やるべきだという基本線はあるんですけども、もう一つ、彼らが法律、ガイドラインを含めてかなり整備を進めてきていると、もちろん、実施が悪いというようなことはあります。そういうような場合にどう対応していくのかということを見ると、最終的には本国で、自国でこういう配慮をやるように仕向けていくというか、方向づけていくというのが本来の筋ではないかなと思うので、いわゆるJICAさんのガイドラインはいいことをやっておられるし、僕はとてもいいことだと思いますけれども、最終的にはそちらのほうに結びつくための一つの工程に過ぎないのではないかなと思うんですが、そのあたり、自分でも交通整理ができないんですけれども、幾つかの報告書でこのギャップということ、乖離現象というのが生じているというようなことを事業者から訴えられておられましたので、ご指摘させていただきます。

○篠田 ご指摘をありがとうございます。

ギャップについてなんですけれども、世銀とかADBなどでは作本委員がよくご存じだと思うんですが、カントリーシステムといって国内法を遵守した形で、その強化ということで国内法を強化するために、あと、能力強化するためにTA、技術協力を打ったりとか、そういった動きがございます。もちろん、JICAもそういったところに、今、支援をしておるわけなんですけれども、今のギャップのところに関していいますと、JICAのガイドラインというか、ガイドラインというよりも協力準備調査の報告書の中で、リーガルギャップアナリシスというのを必ずギャップがある場合は行って、そのギャップの対応方法について取りまとめて、それを先方と合意すると、基本的にはJICAガイドラインに準じた合意をするようにというようなことで、指導しているということでございます。

ここの点について確かにギャップをどう議論をするかというのは、論点表には入っていないかと思いますが、我々の現在の対応としては必ずリーガルギャップを確認して、JICAとの実施に乖離がある場合、配慮に乖離

がある場合は必ずJICAのほうの水準に合わせた形で、何とか配慮をするようにということ働きかけております。ありがとうございます。

○松本委員 この場かどうかがわからないので悩んでいたんですが、ガイドラインの2.9、10ページの適切な実施と遵守の確保のために、異議申し立て手続要項というのを定めている。これは私の理解では、ガイドラインに基づいて定めているというふうに理解をしているんですけども、例えばこの制度が知られていないという印象を私は持っていて、これはなかなか助言委員会で議論ができないことなので、どこで言うことがわからなかったんですが、今まで異議申し立ての制度の存在について、どのぐらい途上国に知らせていたのかということのも、もしガイドラインの運用であるとするのならば、少し検討したほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですが、これは別組織である審査役のほうでやるべきことだというふうに整理がされているのであれば、もちろん、それでも構わないんですが。

○篠田 ご指摘をありがとうございます。

直接的なお答えにはならないと思うんですけども、この異議申し立て制度につきましては、我々JICAとしては途上国政府にももちろん、こういったものがあるということ、また、こういったものを我々として適正に運用するということは、説明をしっかりとしておりまして、例えば毎年、途上国政府の方が研修という形で環境社会配慮に関しての研修があるんですけども、そういったものの中で我々が講師になって、しっかりとした環境社会配慮をするということの一環で、こういう制度があるということ、それを十分住民にも周知するようにということではご説明をしております。多分、ご趣旨としてはJICAが説明するということと、あとは途上国政府が影響を受ける方へ説明すると、そういった二つがあるんじゃないかなというふうには思うんですけども、JICAサイドのほうとしては、そういった働きかけをしておるのが今の現状かと思います。

○松本委員 先ほど佐藤委員が世界銀行のこういったときのプロセスを参照しているかという質問をされたと思います。例えば世界銀行の場合は、途上国政府ではなくて途上国の市民社会に向けて説明をしているわけですね。しかもメインとなるレシピエントの国については、その国の言語に翻訳をしたリーフレットを配っているというのが基本的であるわけです。もちろん、JICAがそこまでやるべきかどうかというのは、つくるときの議論にもあったと思うんですが、今、ここで私がお尋ねしたいのは、それが今回の運用見直しの枠の中かどうかということなんです。

具体的に言うと、例えば日本国内の法制度に従って異議申し立てという言葉を使っていますけれども、これをオブジェクションメカニズムという形で英語にしているとわからないんですね、実を言うと。国際社会において、今、コンプライアンスレビューパネルであるとか、コンプライアンスという言葉でおおよそこういうメカニズム、あるいはアカウンタビリティという言葉でこうした仕組みが語られることが多くて、

日本の場合、オブジェクションというふうな言葉になっているということもあって、やや知名度いったらあれかもしれませんが、知られていない部分が多いのではないかということから、仮に運用の見直しという中で、こうしたことを議論できるのであれば議論をしてはどうかということでもあります。

○篠田 ご意見をありがとうございます。

いただいたご意見については、にわかにすぐにご回答ができない部分もございますが、実は今、ご指摘があった通り、異議申し立て制度については第三者機関である審査役というのを立ててございまして、また、私どものJICAのほうでも第三者的な部署といったら変ですけども、監査室ですとか、そういった他の関係部も関係しているところでございますので、いただいた意見をシェアさせていただいて、検討させていただければと思います。ありがとうございます。

○松本委員 ありがとうございます。

実はそのことともう一つだけあったんですが、それは簡単にコメントですので、今後の議論の仕方のときに、今、いただいている整理されたA3の紙ですけども、現在、どのように運用しているかという欄をもう少し充実させていただきたいと。今回は運用実態の見直しですので、現在の事務局説明等の欄の書き方ですと運用がよくわからないので、ここで挙がっている論点について、どのように運用されているかということがワーキンググループで一番大事になるかと思っておりますので、A3の表のもう少し位置づけは検討されたいかと思っております。

○山邊 ご指摘をありがとうございます。

A3の表はもともと論点を抽出するため、そういった目的でつくったものでございまして、実際にそれぞれ議論するということになれば、現状がどうなっているかというところをまず、きちんとご説明をしないといけないということは重々承知しております。それが備考欄では不十分だということも重々承知しております。ですので、それぞれの論点のワーキンググループでまず私どものほうから、現状がどうなっているかというようなことをご説明させていただくという予定でございまして、よろしくお願いいたします。

○平山委員 少し飛んでしまいましたけれども、先ほど柳委員が のところでステークホルダー協議に関しておっしゃったこと、つまり、何回やったではなくて、こういうふうな話が出たということを中心にデータとして残しておくことの重要性ということを強調されましたが、私、それは非常に重要なことで、特に少し議論を遡るようですけれども、最初にモニタリング段階における環境社会配慮助言委員会というペーパーで、モニタリングの対応の話をされたときのことに非常に絡んでくるのではないかと思います。特に4ページの報告を確認して説明資料を作成して、助言が必要であれば助言案を作成するという、こういう流れになっているわけですけども、こここのところでも資料を作成するときに、どのようなデータになったとか、何回やっ

たとか、そういうことだけでなく、どのような対応をしたということもきちんとデータの内容として残しておいていただけたらと思います。

作本委員も多分、の柳委員の意見についてモニタリングを触れられましたけれども、モニタリングでも何かモニタリングをやるからいいでしょうみたいな、何かそういう感じで物を言われることが多かったので、柳委員の先ほどの意見を取り上げていただけるのであれば、モニタリングの議論もそのように扱っていただきたいということで、追加をさせていただきたいと思います。

○篠田 平山委員、ありがとうございます。

ステークホルダー協議の、協議の状況だとかというところは、もちろん、協力準備調査をやっている場合は、皆様にご提示いたします報告書に本文として書かれるんですけども、多くの場合においては議事録をそれに添付して、それを完成品としています。多くの場合ということで、一部はもちろん、それがとれない場合もあるんですけども、議事録は通常、先方政府が作成しますので、現地語のものを何とか翻訳しまして、そういったものをつけている経緯がございます。ただ、ドラフトファイナルの段階ではなかなかそれがご提示できなかったりということで、いろいろ、ご議論いただいているところもございますので、この点は改めて少し確認をして、先ほどいただいたような柳委員のコメント、作本委員のコメントを含めて、少しこの論点表を充実させたいと思います。

最後のところでご指摘いただいたモニタリングのところというところを、モニタリングの議論にということでは申し訳ないんですが、もう一回、少し理解のためのご説明いただけると助かります。

○平山委員 すみません、追加いたしますと一番最初に議論をしていただきましたモニタリング段階における環境社会配慮助言委員会という、このペーパーについてモニタリングのときの手続きに関する表が4ページにあったと思いますけれども、そのところで説明資料作成でどのような内容のものをつくるかとか、それから、報告確認ということをやるときに何を全体会合に報告をするのかとか、それから、委員の皆さんが一番気になっているのではないかと思いますのが、モニタリングの結果を見てどのように対応すべきなのか、例えば人がばたばたと倒れて病気になっているというふうな状況と、そうでもないというふうな状況では、対応の仕方は違うのではないかと思いますけれども、どのような場合にどのような対応をするのかということについての議論というのは抜けていたと思うのです。

そして、注目を集めていたのが注1、注2の議論だったわけですが、一番実質的に重要だと思われるモニタリングをして、どのような基準で、どのような対応をするのかという点、これは個別案件できっとおっしゃるのだらうとは思いますが、そのときに具体的な対応の状況というものも、説明資料の中に含めておくという方向で検討していただいたらどうかと、そこのところが柳委員の議論と非常に似て

いるので、追加させていただきましたということです。

○柿岡 ありがとうございます。

先ほどご説明したモニタリング段階における環境社会配慮助言委員会の4枚目というところでございますが、ご指摘の通り、まだ、これから具体的に進めていく中で、いろいろと確認、検討していく項目があるかと思います。ですので、今、いただいたコメントを踏まえつつ、実際にどうしたらよりよいモニタリング結果のご説明ができるかを検討してまいりたいと思います。

基本的には公開資料が中心になるというのは先ほどご説明の通りとなりますが、それに伴って、どういう対応をしているかということも含めて、業務主管部からの説明という形で進められるかどうか、そういうことも含めて検討させていただきたいと思いますので、モニタリング段階の助言委員会については継続的に検討しながら進めたいと思います。また、先ほど出た項目、報告書への記載内容といった形でのまとめ方については、モニタリング段階の話とも切り分けつつ、整理させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○村山委員長 では、大体、よろしいでしょうか。日比委員、どうぞ。

○日比委員 ありがとうございます。

もう1点、既にある論点に含まれるか、新しいのか、判断がつかないんですけれども、民間企業との連携で、今、既に挙がっているものだとPPP案件の論点が で挙がっているかと思いますが、特に今、ODA大綱の見直しの中で民間企業との連携を強化していくという方向が、もちろん、まだ見直しが終わっていないのでわからないですけれども、そういう方向に議論が進んでいるというふうに理解しております。そうなってくると、既に確か中小企業の進出支援の事業もあるかと思うんですけれども、この辺がこれまでのODA事業とかなり質の違ったものになってくるのかなと。

今のガイドラインの例えばカテゴリ分類にうまく分類できるのかどうかという判断が私自身、つかないところでして。ただ、大綱の議論の方向でいくと、これが今後、増えていく可能性が非常に大きいんじゃないかと。それは十分、環境社会配慮が担保できるような形になっているのか、なっていくのかというのは気になるところでございます。

○篠田 日比委員、ご指摘をありがとうございます。

確かに民間企業との連携というのは、海外投融資に始まりまして現在は中小企業連携というのもやってございます。このスキームにつきましてもガイドライン適用ということで、現在のカテゴリ分類というのをさせていただいておりまして、PPPも含めまして要件としては基本的に協力準備調査を打って、その中で環境社会配慮確認をしております。他の案件と大きく乖離するものでは、大きなところでは、調査をするというところでは乖離するところではないので、ガイドラインのカテゴリ分類の適用というのをして、適切にやっております。ただ、確かにおっしゃられるように で

議論を挙げていただいた通り、成熟度ですとか、進め方は若干他のスキームとは違うところがありますので、そういった分を踏まえて で議論させていただければというふうに思います。ありがとうございます。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、今日のところはこのあたりで終わりにさせていただきたいと思いますが、今後の予定の確認を少し最後にしておきたいと思うんですけども、長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 先ほど来、苦情処理メカニズムとか、それから、異議申し立てについてのお話も少し出ておったんですけども、その一つの事例となるかどうか、委員の皆様にも先週、こちらの審査部の事務局を通してティラワの会合の再調整の苦情といえますか、それが私どもの手元に来ました。これは放っておいてもいいんでしょうけれども、例えば一つの事例として、こういうものが苦情という形で来たものかどうかわかりませんが、ガイドラインに照らし合わせたり、あるいはあるかどうかわかりませんが、苦情処理のメカニズムというものに照らし合わせたときに、どんなふうにこれが処理されていくのか、今回、これがどのように今後なっていくのか、あるいは具体的にもう何らかの処理をしたのか、関心があると同時に今日の議論にかなり関わりがあると思いますので、その辺の状況を情報としてお知らせください。

○村山委員長 長谷川委員のご指摘は、見直しの中での議論ということでしょうか。

○長谷川委員 違います、そういうことは別にして。

○村山委員長 では、その話は後にさせていただいてよろしいですか。先に見直しについて今後の進め方を確認したいと思いますが、予定では来月、7月の全体会合でワーキングのメンバーを、あらかじめ選定をするということになっていますが、この方向で進めるということによろしいでしょうか。難しそうですね。

メンバー選定ということであれば、来月までにある程度、もしご意思のある場合はお申し出いただくという形をとったほうがいいかなと思いますが、何かそのあたりのお考えはありますか。

○山邊 現時点でこの通り進めなければということではございませんけれども、可能であれば7月の全体会合、次回、現在の助言委員会の体制では最後の委員会でございますけれども、そこである程度、こういった人選も含めて枠組みを固められればと思っておりますので、ということでございます。

○村山委員長 ということで、もしワーキングにぜひ参加をしたいというご意思がある場合はその旨を十分にご検討いただいて、次回の全体会合である程度のメンバーを固めたいというふうに思います。事前にご意思を伺うかどうかはまだ未確定ですね。もしかすると、そういうことがあるかもしれないというあたりでしょうか。

では、見直しのほうはこのあたりで議論を終わらせていただきます。

では、先ほど長谷川委員からご指摘をいただいた件について、今のところの状況の

ご説明をいただければと思います。

○長瀬 簡単にご報告させていただきます。私どものほうはそのレターにもあった通り、何度かレターをいただいておりますということで、その度に私どものほうからは、ミャンマー政府あるいは実施主体に対してきちんと対応するように、実施主体は住民移転になりますのでミャンマー政府が中心になりますけれども、そういったところをきちんとリマインドし続けてきており、私どももいろいろ確認している中で、きちんとミャンマー政府のほうも対応してきているというところは、確認させていただいております。

ただし、いろいろガイドラインについての質問とか、そういったものが寄せられているというのも我々は認識しておりますので、そういったところにつきましては、可能な限り早いタイミングで実際に住民団体の方ともきちんと直接、意見交換をさせていただいて、こういった対応が今後、必要になってくるかということを確認させていただこうというふうに思っております。

補足的に申し上げますと、たまたま、こういったレターを今回送ってきた住民の団体の方とは、十分な対応はできていなかったのかもしれませんが。ただし、ティラワの影響住民と全く今までコンタクトがなかったかということ、それは嘘でございまして、きちんと移転先にも我々も行っておりますし、実際、そういったところにも複数回、きちんと直接の対話を行っているということは、申し添えさせていただきたいと思います。引き続きまたフォローさせていただいておりますので、また、何か動きがあったら報告させていただければと思います。

○長谷川委員 私も背景がよくわからないので、かなり見当違いかもしれませんが、例えばこの中で具体的にこのグループのリーダーが日本に来ておって、ちょうど、現地との会合とそれがバッティングして、それをずらす調整みたいなことも何とかできませんかというお願いなんです、この辺は具体的にどんなふうになるんですか。

○長瀬 今、ミャンマーの方が少なくとも移転住民関係の方が3名、日本に来ていらっしゃる。そこら辺はNGOさんのホームページにも出ていることかと思っておりますので、実際にその方々とできれば東京にいらっしゃる間に直接会おうという話をしております。時間の調整がまだ最終的には確定していないというふうに私は聞いておりますけれども、できれば今週とか来週とか、こちらにいらっしゃる間にお目にかかる、そういったことを今、申し入れて調整しているところでございます。

○村山委員長 よろしいでしょうか。ガイドライン上の手続きとしては何か動いているものはありますでしょうか。

○長瀬 1点、補足させていただきますと、その3名の方から先ほども議論にありました異議申し立ての申立書が提出されてまいりました。内容についてはまだ詳しく私は把握しておりませんが、これから実際に何が指摘されて、それについてこういったことが我々のほうでできるのか、あるいは逆に申立書の中身の信憑性ということも含め

て確認していくんだと思います。ただ、これは一義的には私ども、先ほど説明があったように審査役あるいは監査室というところがやり、我々審査部も含めてヒアリングを受けるといような立場になるということは、説明させていただきたいと思います。

○村山委員長 今のような状況になっているということです。他の委員の方々、よろしいでしょうか。どうぞ。

○松本委員 異議申し立てのほうの要項に従えば、これから審査役ではなくいわゆる担当部署サイドからも、自らのコメントというのを出すということになっていると思うんですが、例えばそういうようなコメントが出される際に助言委員会に共有をされる、もちろん、公開は後ほどされるというふうに理解していますので、そのタイミングで助言委員会に例えば出されるというようなことは、想定されているのでしょうか。

○長瀬 ありがとうございます。

要項につきまして、実際に私ども審査部に対して、審査部も含めてですけれども、審査役のほうから実際に本格的な調査を始めるといった段階で多分、詳しい内容というのは知られることになるんだと思います。それ以前のところは、どこまで審査役の方が我々に公開していただけるのかというところにかかっていると思います。いかんせん、今日、提出されたばかりのものでありますので、まだ、歯切れの悪い回答ではありますが、現状はそういうところでございます。

○村山委員長 松本委員、よろしいですか。

長谷川委員にご指摘いただいた通り、こちらにもレターが来ている状況ですので、今後の進捗によって我々と議論する機会を改めて持つ必要が出てくるかもしれません。そのときはまた改めて議論させていただきたいというふうに考えております。では、よろしいでしょうか。

他の点で何かご指摘がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら、次回のスケジュールを確認していただいて、今日はこれで終わりにしたいと思います。

○柿岡 それでは、今後の会合スケジュールでございますけれども、次回全体会合、第49回でございますが、7月4日、ここJICA本部で行いたいと思います。事務連絡をあわせてお伝えいたしますと、7月4日が第2期の助言委員会の最終の全体会合となります。そのため、もしご都合がよければということでございますけれども、その後、引き続きまして会費制の簡単な懇親会を行いたいと思いますので、ぜひ、ご参加をご検討いただければと思います。7月4日、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、今日の全体会合はこれで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後5時15分閉会